



南郷商工会 H P



気になるお店

商工会だより No. 15

2021/10/1 発行

発行：南郷商工会 TEL0178-82-2348 FAX0178-82-3545
八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 44-33

新規会員募集キャンペーン

「新規会員募集キャンペーン」実施中です。
この機会にぜひ新会員をご紹介下さい。

キャンペーンの内容

キャンペーン期間中、会員様よりご紹介いただきました事業所が入会されました場合、ご紹介者にご加入者に、それぞれ3,000円分の商品券をプレゼントいたします。

キャンペーン期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日まで

新型コロナウイルスに関連した
感染症対策情報はこちら ⇒



経済産業省の支援策 (2021年9月28日時点)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

2021年「年越しそば」の予約受付は11月1日(月)から始まります。「そば」発送日は12月20日(月)と21日(火)になります

お歳暮・年越しには **南郷そば** をご賞味ください。

青森県八戸市南郷地域は岩手県境に位置し、冷涼で年間雨量も少なく昔から玄そばの生産地と知られ、各家庭では風味豊かなそばが作られてきました。この美味しいそばを全国にお届けできるように改良し、30年前から「南郷そば」として発売しております。
お客様にお客様からの評判も良く、現在では全国各地からご注文を頂いております。
お歳暮用としてご利用の方は2021年11月30日迄に年越し用は2021年12月10日迄のお申込みとなっております。
どうぞ素朴でそば本来の味を追求した「南郷そば」をご賞味ください。



申込商品名	商品番号	商品内容	代金(税別)	お申し込み期間	発送開始日
そば①	30493-1931-4	お歳暮用南郷そば なまそば 1セット ●玄そばA.300g×2、つゆ350ml、醬ガラスープ300g	4,400円	2021年11月1日～2021年11月30日	2021年12月6日
そば②	30493-1932-3	お歳暮用南郷そば なまそば 2セット ●玄そばA.300g×2、つゆ350ml、醬ガラスープ300g×2	8,500円	2021年11月30日	2021年12月6日
そば③	30493-1933-2	年越し用南郷そば 半なまそば 1セット ●玄そばA.180g×4、つゆ350ml、醬ガラスープ300g、きざみゆりO.2g×8、乾揚げそばO.5g×8	3,900円	2021年11月1日～2021年12月10日	2021年12月20日
そば④	30493-1934-1	年越し用南郷そば 半なまそば 2セット ●玄そばA.180g×4、つゆ350ml、醬ガラスープ300g、きざみゆりO.2g×8、乾揚げそばO.5g×8	7,600円	2021年11月1日～2021年12月10日	2021年12月20日
そば⑤	30493-1935-7	年越し用南郷そば なまそば 1セット ●玄そばA.300g×2、つゆ350ml、醬ガラスープ300g	4,400円	2021年11月1日～2021年12月10日	2021年12月21日
そば⑥	30493-1936-6	年越し用南郷そば なまそば 2セット ●玄そばA.300g×2、つゆ350ml、醬ガラスープ300g×2	8,500円	2021年11月1日～2021年12月10日	2021年12月21日

■賞味期間：なまそば 冷蔵15日 半なまそば 常温60日 ■特定原材料：そば(そば・小麦粉)・つゆ(小麦粉)

今年の「半生そば」は1,000セット限定販売です

「インボイス制度」登録申請開始

事業者の方へ

令和3年10月1日

消費税のインボイス制度

登録申請 受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SPI版)」をご利用いただくと同様に簡便していただくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記述が必要な「登録番号」を記載しており、前払防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

「火災共済募集キャンペーン」実施

見積りは無料!
加入者には生活に役立つ粗品をプレゼント!

安心をつなげて築く助け合い

総合火災共済 普通火災共済

火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

①火災 ②落雷 ③盗難 ④住居火災 ⑤火災 ⑥火災 ⑦火災 ⑧火災 ⑨火災 ⑩火災

青森県火災共済協同組合

詳しくは、商工会にお問合せ下さい

チラシ、ポスター1枚から作成OK

	用紙	色刷	会 員		非会員		
			製版代	印刷代	製版代	印刷代	
輪 転 機	B5	1色	50円	1枚 3円	100円	1枚 6円	
		2色	100円	1枚 6円	200円	1枚 12円	
	A4	1色	50円	1枚 3円	100円	1枚 6円	
		2色	100円	1枚 6円	200円	1枚 12円	
	B4	1色	50円	1枚 4円	100円	1枚 6円	
		2色	100円	1枚 8円	200円	1枚 12円	
	A3	1色	50円	1枚 6円	100円	1枚 12円	
		2色	100円	1枚 12円	200円	1枚 24円	
	ハガキ (持込)	1色	50円	1枚 3円	100円	1枚 6円	
		2色	100円	1枚 6円	200円	1枚 12円	
	ポスター 作成	A3	—	—	1枚 500円	—	1枚 700円
		A2	—	—	1枚 700円	—	1枚 900円
A1		—	—	1枚 1,000円	—	1枚 1,200円	
文書作成 料	A4	—	—	1枚 500円	—	1枚 700円	

※文書の内容が複雑な場合には相談で決める

販路拡大やイベント求人等PR用チラシやポスターの作成支援を行っています。ご希望の方はご相談下さい。

今年の「新そば」は、まもなく
10月17日(日)から提供開始!!
お楽しみに.....

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

- 1 青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

時間額 822円 (令和3年10月6日から)

- 2 改定前の青森県最低賃金(793円)から**29円の引上げ**となります。
- 3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 4 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
- 5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定(罰金額50万円以下)が適用されることがあります。
- 6 業務改善助成金の活用方法等については、「業務改善助成金コールセンター」(電話番号:03-6388-6155)にお問い合わせください。
- 7 雇用調整助成金等の活用方法等については、「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター」(電話:0120-60-3999)にお問い合わせください。
- 8 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室**へ。
(TEL 017-734-4114)

南郷地域のイベント情報

南郷観光協会主催の「市民の森での紅葉のライトアップ(10月30日~31日)」「屋形船遊覧運行(10月30日~11月7日)」「青葉湖の紅葉ウォーク(11月7日)」はいずれも**中止**となりました

こんな時代だからこそ、新たなチャレンジしませんか

こんな時代だからこそ、新たなチャレンジ!

進め! 青森

期間限定 特設サイト

令和3年8月上旬~
令和3年10月31日まで

地域の活性化や産業の育成・振興のためのプロジェクト活動に必要な資金の助成を行っています。

令和4年度 募集

プロジェクト支援助成事業

応募期間 令和3年 **9月1日~10月31日**

対象事業	助成対象事業者	助成金
人材育成 市場・販路開拓 スポーツ・文化交流	技術開発 観光開発 その他	商品開発
9~10月 募集 (個別相談あり)	11~12月 事業ヒアリング	1~2月 検討委員会 による審査
お問合せ	事務相談 受付フォーム (むつ財団HP)	017-773-6222 017-773-6245

助成対象事業費の5分の4以内

応募方法

審査書の様式はこちらから

青森県中小企業等 事業継続支援金

申請〆切: 令和3年10月31日

青森県中小企業者等事業継続支援金

申請期限
10/31(日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む県内中小企業者等に対し、支援金を給付します。

① 支援金の額

法人60万円 個人事業主30万円(定額)

※県内に複数の事業所がある場合でも、1事業者あたり上記支給額となります。

② 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、事業継続に取り組む者

＜対象者の例＞

- 法人 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
 - 個人事業主 商店、飲食店、旅館、美容院、農家、漁師、個人タクシー、露天商など
- ※ 製造・卸小売・建設・農林・漁業・宿泊・サービス・医療・福祉など幅広い業種が対象です。
※ 国の一時支援金や月次支援金の給付を受けた事業者も対象となります。
※ 大企業など支援金の支給対象外となる事業者があります。
※ 2021年3月31日以前より、事業を営んでいる事業者が対象です。

③ 支給要件

要件1 減収要件

事業収入^{※1}に伴う税の申告をしており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年1月から6月の間で連続する2か月^{※2}の合計事業収入が前年又は前々年のいずれか(「基準年」という。)の同期比^{※3}で30%以上減少していること。

〔※1 事業収入は、商品・製品の販売やサービスの提供などの「営業活動」によって得た収入(原価を含む)とします。
※2 農林・漁業を営む事業者は3か月となります。
※3 開業間もない方は、「給付事業実施要領」(6ページ)を参照ください。〕

要件2 事業継続意思要件

現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思^{※4}があること。

〔※4 本要件の具体的な内容は、「給付事業実施要領」(8及び16ページ)を参照ください。〕

要件3 基準年の事業収入要件

基準年(2019年又は2020年)における年間の事業収入が、法人60万円以上、個人事業主30万円以上であること。

